

入札公告

次のとおり一般競争入札（総合評価方式）を行うので、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会契約事務取扱規程第5条の規定により公告する。

入札参加者は、この公告のほか、契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札を行うこと。

2024年3月19日

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
事務総長 石毛 博行

記

1 発注の内容

業務名称	2025年日本国際博覧会 賓客接遇業務
業務所管所属	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局総務部総務課
業務種別	2025年日本国際博覧会における賓客接遇委託業務
履行場所	別紙仕様書のとおり
契約期間	契約締結日から2025年10月31日まで
入札保証金	免除
落札方式	一般競争入札（総合評価方式）
予定価格の公表	事前公表 入札書比較予定価格：463,741,586円（税抜き）
最低制限価格の公表	最低制限価格制度の採用なし
支払い条件	一括払い（ただし月1回以内での部分払可）
契約不適合責任期間	設定なし

2 入札手続き及び発注スケジュール

(1) 入札説明書等交付	交付	2024年3月19日(火)から
	交付方法	公益社団法人2025年日本国際博覧会協会ウェブサイト (以下「協会ウェブサイト」という。)により行う。 (アドレス https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)
(2) 入札参加申請及び仕様書提供申込	受付期間	2024年3月19日(火)から2024年3月26日(火)午後4時まで
	方法	仕様書の提供希望者は、電子メール(keiyaku@expo2025.or.jp)により、一般競争入札(総合評価落札方式)参加申請書(様式2)、入札参加資格保持誓約書(様式3)及び守秘義務誓約書(様式4)を添付し、申込みを行うこと。 ※電子メール表題に「【仕様書提供申込】2025年日本国際博覧会 賓客接客業務」と記載すること。 ※一般競争入札(総合評価落札方式)参加申請書(様式2)、入札参加資格保持誓約書(様式3)及び守秘義務誓約書(様式4)の原本は入札書(又は辞退届)提出時に提出すること ※共同企業体で参加する場合は代表企業のみが申請を行えばよいが、代表企業以外の構成員が申請することを妨げない。ただし、入札参加申請をしていない者が代表企業となることは認めない。 ※参加申請後2営業日を過ぎても協会からの返信が無い場合には、電話により着信の確認を行うこと。
(3) 入札参加資格通知および仕様書提供	通知日	2024年3月28日(木)
	通知方法	協会は、申請者へ「入札参加資格通知」を電子メールにて送付する。併せて、入札参加資格を有している者には仕様書を電子メールにて提供する。
(4) 質問	受付期間	2024年3月19日(火)から2024年4月4日(木)午後4時まで
	質問方法	電子メール(アドレス keiyaku@expo2025.or.jp)により行うこと。 ※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可 ※電子メール表題に「【質問】2025年日本国際博覧会 賓客接客業務」と記載すること。また質問は「質問票」(様式6)に記載して添付すること。 ※協会への質問送信後、電話でのメール到達確認は不要とする。 ※質問内容には、入札参加者名を特定できる内容を記載してはならない。 ※質問内容に入札参加者名を特定できる内容の記載がある場合、当該質問に対する回答は行わない。 ※質問回答は、質問者全員に対しメール送信により行う。 ※受付期間以外に登録された質問に対する回答は行わない。

	回答期日	2024年4月10日(水)
(5) 入札書及び提案書 ※指定日時までに到着するよう郵送すること。	入札書及び提案書の提出	2024年4月19日(金)午後4時 必着
	入札方法	郵送 ※提出書類は郵送するものとし、持参又は電送は認めない。
	入札回数	1回
	提出先	「7 手続き先・問い合わせ先」を参照
	留意事項	ア. 郵送以外による入札(持参、電送)は認めない。 イ. 入札書は封筒に入れ、封筒に封印、封かんし提出すること。 ウ. 入札書には、消費税及び地方消費税を加算する前の額を記載すること。 エ. 特定記録等の配達状況を追跡できるもので郵送すること。 オ. 一度受理された封書の引換、変更または取り消しはできない。
	入札参加の辞退	ア. 入札参加者は、「入札参加資格通知」を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。 イ. 入札参加を辞退するときは、辞退届(様式10)を提出しなければならない。 ウ. 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。 エ. 入札参加を辞退した者は、入札参加申請の期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。
	入札の無効	入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書又は入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。 次のいずれかに該当する入札は無効とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・期限までに到達しなかった封書 ・封書が2通以上のとき。 ・入札書に記名押印がないとき。 なお、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。また、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
落札候補者の決定方法	有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の範囲内で、入札公告に添付の「17. 評価手順書」に記載された方法で評価し、計算し得たもって入札書を提出した者の中から最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札	

		候補者とする。この場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を定めるものとする。
(6) 評価 審査会	実施時期	2024年4月24日(水)若しくは2024年4月25日(木)
	評価基準	評価点は、入札公告に添付の「16. 評価項目一覧」に記載した評価の観点から決定する。
	評価委員	評価審査会は、外部有識者3名の評価委員をもって構成する。 評価委員名は、審査の公正を期すため、本件入札契約手続完了後、協会ウェブサイトにおいて公表する。
(7) 開札	開札日時	2024年4月26日(金) 午前11時
	開札場所	大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会
	留意事項	技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定することとし、くじは、協会の当該入札事務に関係のない職員が行うものとする。 なお、くじ番号は協会が資格者に対し任意に付与するものとし、付与された番号は入札参加資格と併せて通知する。
(8) 落札候補者の資格審査	事後審査 落札者決定	落札候補者になった者には、協会から電話又はメールにより通知する。
	事後審査 資料提出 期限	落札候補者になった通知を受けた日の翌々営業日の午後4時まで
	提出方法	郵送または持参により提出すること。
	留意事項	ア. 資格審査は落札候補者にのみ開札後実施する。 イ. 落札候補者には開札後「5(3)」の審査資料を提出するよう協会から電話又はメールにより通知する。 ウ. 通知を確認しなかったことによる、落札候補者が被った損失について協会は一切の責めを負わない。 エ. 資格審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出したほかの者のうち、次順位者に対し改めて資格審査を行う。 オ. 落札候補者が入札参加を辞退する場合、通知を受けた翌営業日の正午までに辞退届(様式10)を提出すること。
(9) 落札決定	書類審査	2024年5月中旬(予定) 落札候補者の事後審査により、資格確認後、速やかに落札決定を行う。

(10) 入札結果	公表時期	2024年5月中旬(予定)
	公表方法	落札決定後、入札参加者名・入札状況及び入札結果については協会ウェブサイトにて公開する。

3 入札参加資格

参加資格の確認基準日(以下「基準日」という。)は、2024年4月19日とする。

入札参加者の構成	<p>入札参加者は、次の形態のいずれかとする。</p> <p>(1) 単独企業</p> <p>(2) 複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)</p> <p>ア. 共同企業体で応募する場合は、共同企業体等届出書(様式5-1)、共同企業体協定書(写し)(様式5-2)を提出すること。</p> <p>イ. 構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。</p> <p>ウ. 共同企業体は、代表企業を定めるものとし、代表企業は、本事業への参加手続きや落札者となった場合の契約協議等、協会との調整・協議等における窓口役を担うものとする。</p> <p>エ. 共同企業体としての構成員は、12社以内とする。なお、再委託や再々委託は妨げないが、契約書に基づき手続きを行うこと。</p>
一般的事項	<p>次に掲げる要件をすべて満たす企業、又は共同企業体であること。</p> <p>(共同企業体で参加する場合、全構成員がすべての要件を満たすこと。)</p> <p>(3) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア. 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者</p> <p>イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>(4) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>(6) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。</p>
業務実績	<p>(7) 過去5年以内に、国内で開催された国際会議・イベントにおいて、国内外の閣僚又は国際機関の長の接遇実績があること。</p>

4 交付書類一覧

	交付	名 称	交付方法
入札公告	○	1 入札公告	協会ウェブサイトよりダウンロード (※) 2 入札手続き及び発注スケジュール (3) 入札参加資格通知及び仕様書提供により交付
様式関係	○	2 一般競争入札（総合評価落札方式） 参加申請書	
	○	3 入札参加資格保持誓約書	
	○	4 守秘義務誓約書	
	○	5 共同企業体関係	
		5-1 共同企業体等届出書	
		5-2 共同企業体協定書（例）	
	○	6 質問票	
	○	7 入札書	
	○	8 委任状	
	○	9 使用印鑑届	
○	10 辞退届		
○	11 持続可能性関係		
	11-1 持続可能性の確保に向けた取組状況について（チェックシート）		
	11-2 持続可能性の確保に向けた誓約書		
○	12 暴力団排除条例に基づく誓約書		
契約関係	○	13 契約書関係	
		13-1 契約書（案）	
		13-2 持続可能性の確保に関する特約条項	
		13-3 業務の中止に係る特約条項	
仕様書	○	14 仕様書関係（※）	
		14-1 仕様書	
		14-2 賓客接遇スタッフの業務内容	
		14-3 想定される接遇件数	
総合評価関係	○	15 応札資料作成要領	
	○	16 評価項目一覧	
	○	17 評価手順書	
	○	18 提案書ひな型	

5 提出書類一覧

(1) 入札参加申請時に電子メールにより提出するもの

書類名称	備考
一般競争入札（総合評価方式）参加申請書	様式 2
入札参加資格保持誓約書	様式 3
守秘義務誓約書	様式 4

(2) 入札時に郵送により提出するもの

書類名称	備考
入札書	様式 7
一般競争入札（総合評価方式）参加申請書	様式 2 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること
入札参加資格保持誓約書	様式 3 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること
守秘義務誓約書	様式 4 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること
委任状	様式 8 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること
使用印鑑届	様式 9（共同企業体等にて参加する場合は代表企業のみ提出すること）
印鑑証明書（原本）	発行日から 3 ヶ月以内のもの
共同企業体関係書類	様式 5-1 共同企業体等届出書 （共同企業体にて参加する場合に提出すること）
提案書	入札公告に添付の「18. 提案書ひな型」を参考に作成すること。（正本 1 部、副本 3 部（副本については、企業名及び社章棟の応募者が特定できる内容の記入を削除すること。）また、電子媒体（CD-R 等）でも提出すること。
持続可能性の確保に向けた取組状況について （チェックシート）	様式 11-1 ※エクセル形式で、メールにより提出すること （共同企業体にて参加する場合は、代表企業が取りまとめて全構成員分を提出すること。）

(3) 入札の辞退時に郵送または持参により提出するもの（入札書を提出しない者のみ）

書類名称	備考
辞退届	様式 10
一般競争入札（総合評価方式）参加申請書	様式 2 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること
入札参加資格保持誓約書	様式 3 ※ 6（1）提出資料の原本を提出すること

守秘義務誓約書	様式4 ※6 (1) 提出資料の原本を提出すること
委任状	様式8 ※6 (1) 提出資料の原本を提出すること (該当者のみ提出すること)

(4) 事後審査時に郵送または持参により提出するもの (落札候補者のみ)

書類名称	備考
共同企業体関係書類	様式5-2 共同企業体協定書 (写し) (共同企業体にて参加する場合のみ)
持続可能性の確保に向けた誓約書	様式11-2 (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)
暴力団排除条例に基づく誓約書	様式12 (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)
登記関係書類等 (写し)	登記(履歴または現在)事項全部証明書 (1部) ・発行日から3カ月以内のもの。 (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)
本店管轄の都道府県税の納税証明書 (写し)	全税目の「都道府県税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」の納税証明書。 ・発行日から3カ月以内のもの (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)
本店管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 (その3) (写し)	「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するもの ※証明様式：その3(その3の2、その3の3でも可) ・発行日から3カ月以内のもの (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)
財務諸表 (写し)	貸借対照表・損益計算書 ※連結決算の場合は単体分が必要です。 (共同企業体にて参加する場合は、全ての構成員が提出すること。)

6 手続き先・問合せ先

内容	手続き先・問合せ先
入札契約関係	〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 総務局調達部契約課 e-mail : keiyaku@expo2025.or.jp (担当：密谷、榊、白川) 電話：06-6625-8657 ※問い合わせは原則メールで行ってください。

7 契約手続等

(1) 契約書

協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。(詳細は[こちら](#)からもご確認いただけます。)

落札者は、落札決定の日の翌日から起算して 10 日以内に電子契約の手続きを完了しなければならない。但し、協会の承諾を得た場合は、この期間を変更することができる。落札者が期間内に電子契約の手続きを完了しないときは、落札者としての権利を失い、協会は契約を締結しないことがある。

(なお、紙での契約書作成を希望する場合は、契約書に記名押印する方法とし、期間等については電子契約と同様の取扱いとする。)

(2) 契約保証金

ア 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)

イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和 22 年 4 月 30 日勅令第 165 号)第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 契約の相手方が、過去 2 年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 四 契約金額の年額又は総額が 150 万円未満であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 五 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 六 電気、ガス、水道、郵便、電話、公共放送の受信等公益事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく保険、運送等の契約を締結しようとするとき。
- 七 調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟、点検等を委託する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- 八 物品等を購入又は賃貸借する場合で、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

(3) 落札者が、契約締結の日までの間において、次のうちアに該当した者は契約せず、イに該当した者とは契約を締結しないことがある。

- ア 入札参加資格に掲げる要件を満たさなくなった者
- イ 契約の相手方としてふさわしくない場合

(4) (3) ア又はイにより、契約を締結しなくても、協会は一切の責めを負わないものとする。

8 持続可能性の確保

(1) 契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

(2) 契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」(以下「調達コード」という。)の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

(https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf)

(3) 契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

(4) 契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力を支障のあることについて正当な理由を有するときには、この限りではない。

(5) 協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

9 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、参加申請等の提出者の負担とする。

(2) 入札参加申請又はその他の資料に虚偽の記載をした者には、入札参加停止を行うことがある。また、入札参加申請又はその他の資料に虚偽の記載を行った者が提出した入札書は無効とし、無効の入札書を提出した者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 落札候補者が期日以降に入札参加を辞退した場合、入札参加停止を行うことがある。

(4) 入札書の提出者が無い場合は、入札執行を取り止める。

(5) 入札執行の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、協会ホームページを定期的に確認すること。なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、協会は一切の責めを負わない。

(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。)及び刑法(明治40年法律第45号)等を遵守すること。

(7) 本入札に係る手続きについて協会と入札参加者との間で用いる言語は、日本語とする。

(8) 入札過程の透明性を確保するため、全入札参加者名及び入札金額を協会ウェブサイトにて公表する。